

**製品及び部品・材料における
化学物質の取扱いに関する管理基準書**

第 17 版

マクセル株式会社

目次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語の定義	3
4. 製品含有化学物質管理基準	3
4.1. 管理対象物質	3
4.2. 材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の含有化学物質の特定	4
4.3. 含有する化学物質質量の分母と分子の定義	5
4.4. 優先適用基準	5
5. 管理基準の運用	5
5.1. 環境管理化学物質の含有調査	6
5.2. 禁止物質の不含有保証	6
5.3. サプライヤーへの手続き	6
6. 適用除外	6
6.1. 法規制で適用除外が認められているもの	6
7. 管理対象物質の測定方法	6
8. 変更来歴	7
製品及び部品・材料における化学物質の取扱いに関する管理基準書の別表	9
別表 1 分析方法	9
別表 2 管理対象物質群と適用法規制	10
別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質（レベル 1）	12
別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質（レベル 2）	17
付表一覧	19
別表の変更来歴	20

1. 目的

本基準書は、マクセル(株)およびグループ企業*(以下マクセルとする)が、生産及び販売する製品等に含まれる化学物質を禁止、削減あるいは適正管理することにより、地球環境における負荷を低減し、持続可能な社会を実現していくことを目的とします。

* 2018 年 10 月以降にマクセルグループに加入した企業は除く。

2. 適用範囲

本基準は、取引先様より購入する製品、部品、材料、包装材、副資材、ならびにマクセル(にて生産及び販売する)製品について適用します。但し、研究開発のためのものは除きます。

3. 用語の定義

- (1) 含有化学物質:製品及び部品・材料(包装材を含む)に使用されている化学物質です。
- (2) 含有:意図したか否かに関わらず、通常の方法として技術的に精製可能な範囲を超えて特定の化学物質が製品、部品或いは材料に含まれる場合を「含有」といいます。本基準書では、管理基準値を超えて含まれていることを指します。
- (3) 不含有:製品及び部品・材料等のどの部位を測定しても管理基準値を超える管理対象物質を含有しないことを指します。
- (4) 不純物:天然素材或いは工業的に加工された材料中に含まれ、通常の方法として生成過程で技術的に除去できない物質です。ただし、意図して添加した場合は「不純物」としません。
- (5) 意図的添加:意図して添加した場合は、わずか(1ppm)でも含有として扱います。購入製品等の品質や特性を一定のレベルに保つために、購入製品等の原材料や、製造等の工程において、特定の化学物質を添加することを指します。
- (6) 外殻部:製品又は部品の通常は大気に接する部分であり、溶出試験などで化学物質が検出される表面部分を指します。
- (7) 均質材料:機械的にそれ以上分割できない部品を構成する最小単位。
- (8) 管理基準値:マクセルが本基準書により設定した基準値であって、製品などを構成する部品又は材料に含まれる管理化学物質の含有濃度の上限値を指します。
- (9) 包装材:製品及び部品・材料を保護する目的で使用する外装フィルム、内装箱、緩衝材、ダンボール等を指します。個別包装材を含みます。
- (10) 副資材:製品に付属して販売されるラベル、取扱い説明書類等を指します。

4. 製品含有化学物質管理基準

4.1. 管理対象物質

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル 1 使用禁止物質群*1	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品(包装材を含む)への使用が原則的に禁止または制限されている物質で、マクセルへの納入品に使用される可能性がある化学物質。法規制で適用除外されている場合は法を遵守する。ただし、顧客要求が法規制より厳しい場合は、顧客要求を遵守する。「別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質 (レベル 1)」による。	別表 2 に記載。
レベル 2 管理物質群*2	意図的な使用を制限するものではないが、国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質およびリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。「別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質(レベル 2)」による。	別表 2 に記載。
レベル 3 顧客要求による使用禁止物質及び管理物質 *3	マクセル製品に関係する顧客要求等による禁止・管理物質。	別表 2 に記載。

***1 レベル 1(使用禁止物質)**

- ① 意図的添加禁止と数値で設定された基準値があります。
- ② 数値で設定された基準値は、均質材料中もしくは納入製品単位で、設定した基準値以上含まれると含有とみなし、使用禁止となります。
- ③ 法律などにより規制値が定められているもの及び顧客が要求するものについては、その規制値を優先します。

***2 レベル 2(管理物質)**

- ① 知り得る範囲内で、含有がある場合は、報告をお願いします。
- ② 法律などにより規制値が定められているもの及び顧客が要求するものについては、その規制値を優先します。

***3 レベル 3(顧客要求による使用禁止物質及び管理物質)**

- ① 各事業本部にて、下記4. 2の調査方法ならびに調査内容も含めて、個別に管理する。

なお、成分データは、実測値または設計(理論)値とする。

4.2. 材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の含有化学物質の特定

(1) 材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の含有化学物質の調査

- ① 調査対象管理化学物質開発を担当する部門は、レベル 1、レベル 2 の化学物質に関し、対象の材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品について、図番・名称等を供給元に提示し、含有化学物質情報を入手します。ただし、事業部門の長は、技術的知見から法の遵守、調査の合理性を判断し、調査の減免をすることができます。
- ② 調査の単位
RoHS で規制する場合は均質材料、RoHS 以外で規制する場合は納入製品単位または納入製品を任意の階層に分割した各階層単位で実施します。
- ③ 調査数値の単位
調査数値の単位は、レベル 1 に関しては、当該物質が含有している場合には、含有部位を明確にし、含有部位ごとの a)分母の質量および分子の質量、または b)分母の質量および濃度とします。レベル 2 に関しては、当該物質が含有している場合には、c)材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品の購入単位中に含有する当該物質の質量または d)材料、部品、半製品、ユニット品及び完成品を任意の階層に分割した各階層単位の当該物質の質量とします。
- ④ 調査数値の区分*
調査数値の区分は、レベル 1 に関しては最大値(理論値または実測値)を、レベル 2 に関しては平均値(理論値または実測値)または最大値(理論値または実測値)を回答します。
*:レベル 1、レベル 2、を最大値で記入した場合は、それ以外の物質を含めた合計が 110%以下となるようにして下さい。
- ⑤ 調査数値の管理規準値
 - a) 意図的添加
管理対象化学物質(レベル 1、レベル 2)を意図的に添加した場合には、その数値の如何にかかわらず、4. 2項(1)号③の数値を調査入手します。
 - b) 非意図的添加
不純物または製造プロセス中に副産物として生成し残存する化学物質のように非意図的添加の管理対象化学物質(レベル 1、レベル 2)の場合は、下記取扱いとします。
 - ア) レベル 1
含有する可能性の有無を確認し、含有する可能性がある場合には、4. 2項(1)号③の数値を調査入手します。
 - イ) レベル 2
存在が確認されその数値を把握できている場合は、その数値の如何にかかわらず4. 2項(1)号③の数値を調査入手します。

上記②～⑤を纏めると下表の通りです。

	調査の単位	調査数値の 単位・区分	調査数値の管理規準値	
			意図的添加	非意図的添加
レベル 1 使用禁止 物質群	RoHS: 均質材料単位	単位:含有部位ごとの a)分母の質量および分子 の質量、または b)分母の質量および濃度 区分:最大値(理論値また は実測値)	数値の如何に かかわらず 調査入手	含有する可能性が ある場合に 調査入手
レベル 2 管理物質群	RoHS 以外: 納入製品単位 または納入製品を 任意の階層に 分割した各階層 単位	単位:購入単位中に含有 する当該物質の質量また は任意の階層に分割した 各階層単位の当該物質の 質量 区分:平均値(理論値また は実測値)または最大値 (理論値または実測値)	数値の如何に かかわらず 調査入手	含有する可能性が ある場合に 調査入手

4.3. 含有する化学物質質量の分母と分子の定義

(1) 含有する化学物質質量の分母と分子の定義:レベル 1 に適用

① 化学物質質量測定の方母は均質材料(同一素材)の質量とし、複合材料等は下記に準拠します。

	複合材料	分母の定義
1	化合物、アロイ、合金など	均質材料とする。
2	塗料、接着剤、インク、ペースト等の 原材料	それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成さ れるものを均質材料とする。(例:塗料、接着剤においては 乾燥硬化後の状態。)
3	塗装、印刷、めっきなどの単層または 多層部材	各々の単一層を均質材料とする。 (亜鉛めっきクロメート処理の場合は、亜鉛めっき層と クロメート処理層のそれぞれを均質材料とする。)

② 化学物質質量測定の方子質量定義

	化学物質	分子の定義
1	金属および金属化合物	金属元素の質量
2	金属および金属化合物以外	その化学物質の質量

4.4. 優先適用基準

該当する製品等に関して、優先する法規制がある場合はそれを適用します。

例えば、電池に含まれる重金属の規制値及び玩具に使用される可能性のある製品の外殻部に関する管理基準値は、EU 電池規則((EU)2023/1542)及び欧州玩具安全性に関する規格(EN71-3)に基づきます。

5. 管理基準の運用

本基準書は、2025 年 8 月 1 日から実施します。なお、移行期間として 2025 年 7 月 31 日までは、従来(管理規
準書第 16 版)の管理基準でも運用可とします。

5.1. 環境管理化学物質の含有調査

本基準書に基づき、化学物質を適正管理したマクセル製品を提供していくため、社内の使用管理を徹底すると共に、購入する部品・材料に含有する化学物質の含有調査を、取引先様に依頼して行います。取引先様に対しては、マクセルに納入される製品及び部品・材料に、基準を超える管理対象物質が含有されていないか、部品（場合によっては構成単位）ごとに調査して頂きます。データの提供は書面もしくはデータの送付にて対応をお願い致します。

5.2. 禁止物質の不含有保証

マクセルは、製品等に禁止物質を含有していないことを確実にするため、取引先様に購入材料等に禁止物質の含有がないことを保証して頂く不含有保証書の提出を求めます。なお、禁止物質以外であっても不含有保証書の提出を求める場合があります。

5.3. サプライヤーへの手続き

「納入資材の含有化学物質に関する覚書」を締結していること。

6. 適用除外

地球環境、人の健康或いは生態系に与える影響が非常に大きい化学物質は、即時禁止すべきであります、次の①～③の条件を満たすものは、適用除外の対象とすることができます。

- ① 法規制で適用除外が認められている製品及び部品・材料
- ② 調査単位の含有量が管理基準値以下のもの
- ③ 包装用途を除くポリ塩化ビニル(PVC)を使用した製品及び部品・材料

6.1. 法規制で適用除外が認められているもの

(1) 下記に示す電池材料は、EU 電池規則((EU)2023/1542)に基づき除外の対象とすることができます。

- ① 電池中の 0.0005wt%以下の水銀(但し、ボタン電池は 2wt%以下の水銀)
- ② 携帯型電池中の 0.002wt%以下のカドミウム
- ③ 電池中 0.004wt%以下の鉛
- ④ 携帯型電池の 0.01wt%以下の鉛(2024/8/18 より)

(2) 下記に示す部品及び材料は、RoHS 指令に基づき除外の対象とすることができます。

- ① 電子部品のガラスの中に含まれる鉛
- ② 合金成分として、鋼材中の 0.35wt%までの鉛、アルミ材中の 0.4wt%までの鉛、および銅材中の 4wt%までの鉛
- ③ 高融点ハンダの中の鉛(鉛を 85%以上含む錫/鉛ハンダ合金)
- ④ 電子セラミック部品中の鉛(例:ピエゾ圧電素子)
- ⑤ 光学およびフィルター用ガラス中の鉛およびカドミウム
- ⑥ 電気化学的酸素センサーの陽電極に含まれる鉛
- ⑦ その他ランプに含まれる水銀(例:プロジェクターの水銀ランプ)

その他、RoHS 指令で適用除外が認められたもの。

7. 管理対象物質の測定方法

別表1に示した分析方法を用いるか、または同等以上の精度の測定方法により測定します。

分析結果は試料の調製方法や分析方法により異なる場合がありますので、専門の分析機関と相談の上、分析方法を選択下さい。

8. 変更来歴

第 16 版から第 17 版への変更点を以下に記します。

- 誤記訂正。
- 4.1 * 1 レベル 1(使用禁止物質)の「③均質材料とは、機械的にそれ以上分割できない部品を構成する最小単位です。」を、3.用語の定義に移動。
- 4.1 * 3 レベル 3(顧客要求による使用禁止物質及び管理物質)に、「下記4. 2の調査方法ならびに調査内容も含めて、」を追加。
- 4.2、(1)の「④調査数値の区分」の合計「100%」を chemSHERPA ルールに従って「110%」に変更。
- 4.4 優先適用基準 文章訂正と、「EU 電池指令」を「EU 電池規則」に修正。
- 「メキシクロル」、「中鎖塩素化パラフィン」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び関連物質」を禁止物質に追加。
- 禁止物質の「短鎖型塩化パラフィン」を「短鎖塩素化パラフィン」表記に修正。

「製品及び部品・材料における
化学物質の取扱いに関する管理基準書」

初版 2004 年 1 月発行
第 2 版 2004 年 7 月発行
第 3 版 2004 年 12 月発行
第 4 版 2005 年 11 月発行
第 5 版 2006 年 7 月発行
第 6 版 2007 年 7 月発行
第 7 版 2008 年 7 月発行
第 8 版 2013 年 9 月発行
第 9 版 2015 年 10 月発行
第 10 版 2017 年 10 月発行
第 11 版 2019 年 1 月発行
第 12 版 2019 年 7 月発行
第 13 版 2020 年 1 月発行
第 14 版 2020 年 6 月発行
第 15 版 2022 年 8 月発行
第 16 版 2023 年 12 月発行
第 17 版 2025 年 5 月発行

発行 マクセル株式会社
お問い合わせ先：
マクセル(株)サステナビリティ推進部
TEL:075-956-4141

製品及び部品・材料における化学物質の取扱いに関する管理基準書の別表

別表 1 分析方法

No.	適応可能な測定対象物質	分析方法
1	水銀及び水銀化合物	酸分解処理（還流式、密閉式）／還元気化原子吸光分析法
2	カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、クロム化合物	酸分解処理／ICP 発光分光分析法 (ICP-AES)
3	六価クロム化合物	熱湯中抽出処理／ジフェニルカルバジド吸光度法
4	塩素、臭素の定量	燃焼／イオンクロマト法
5	PBB、PBDE の全臭素量検出、有機スズ化合物の定量、ポリ塩化ナフタレンの定性	溶媒抽出／ガスクロマト質量分析法 (GC-MS)
6	PCB 類	GC／ECD 法
7	塩素化パラフィン類	カラムクロマト／GPC 法
8	全ハロゲン定量（塩素、臭素）	TOX 計
9	ポリ塩化ビニル (PVC) の定性分析	THF 溶解処理／IR 分光法
10	アスベスト類	X 線回折法 or 顕微鏡法
11	アゾ化合物	緩衝液抽出処理／HPLC 法
12	PBB、PBDE 以外の全臭素量検出	GC／AED 法
13	芳香族アミン類	溶媒抽出-誘導体化処理／GC-MS 法
14	ナトリウムより重い元素の簡易分析	蛍光X線分析法
15	金属元素	原子吸光分析法、ICP-AES
16	米国環境保護庁・資源保全再生法 (RCRA 法) に基づく有害物質の溶出毒性試験法	PCLP 法 (Toxicity Characteristic Leaching Procedure)
17	フタル酸エステル類 (DEHP、BBP、DBP、DIBP)	熱脱離／GC-MS 法、溶媒抽出／GC-MS 法、PBMS に従った試験法
18	PFAS 類	溶媒抽出／LC-MS/MS

別表 2 管理対象物質群と適用法規制

※ 別表 2 はレベル 1(使用禁止物質)およびレベル 2(管理物質)それぞれの各物質(群)と参照法令を示す。

No.	管理対象物質群	適用法規制
1	カドミウム及びその化合物	EU REACH 規則制限、EU RoHS 指令、EU 包装材指令(94/62/EC)、EU 電池規則((EU)2023/1542)、EU 玩具安全指令(EN71-3)、デンマーク法令
2	六価クロム化合物	EU RoHS 指令、EU 包装材指令(94/62/EC)、EU 玩具安全指令(EN71-3)
3	鉛及びその化合物	EU REACH 規則、EU RoHS 指令、EU 包装材指令(94/62/EC)、EU 電池規則((EU)2023/1542)、EU 玩具安全指令(EN71-3)、米国 カリフォルニア州 プロポジション 65
4	水銀及びその化合物	EU REACH 規則、EU RoHS 指令、EU 包装材指令(94/62/EC)、EU 電池規則((EU)2023/1542)、EU 玩具安全指令(EN71-3)
5	ポリ臭化ビスフェニル類(PBB 類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	EU RoHS 指令
6	三置換有機スズ化合物	EU REACH 規則
	ビス(トリブチルスズ)オキシド(TBTO)	化審法(第 1 種特定化学物質)
	トリブチルスズ類(TBT 類) トリフェニルスズ類(TPT 類) その他の三置換有機スズ化合物	
7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	化審法(第 1 種特定化学物質)、POPs
8	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	EU REACH 規則
9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数2以上)	化審法(第 1 種特定化学物質)、POPs
10	短鎖塩素化パラフィン	POPs
11	アスベスト(石綿)類	EU REACH 規則、安衛法
12	オゾン層破壊物質 (Class I)	オゾン層保護法、モントリオール議定書、米国 大気浄化法
13	オゾン層破壊物質 (Class II) 代替フロン(HCFC 類)	オゾン層保護法、モントリオール議定書、米国 大気浄化法
14	放射性物質	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
15	PFOS/ PFOS 類縁化合物 (ペルフルオロオクタンスルホン酸)	化審法(第 1 種特定化学物質)、POPs
16	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法(第 1 種特定化学物質)
17	ヘキサクロロベンゼン	化審法(第 1 種特定化学物質)、EU REACH 規則、POPs
18	フマル酸ジメチル(DMF)	EU REACH 規則
19	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD または HBCDD)	化審法(第 1 種特定化学物質)、POPs
20	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	EU REACH 規則、EU RoHS 指令
21	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	EU REACH 規則、EU RoHS 指令
22	フタル酸ジブチル(DBP)	EU REACH 規則、EU RoHS 指令
23	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	EU REACH 規則、EU RoHS 指令
24	アンチモン及びその化合物	EU 玩具安全指令(EN71-3)

25	ヒ素及びその化合物	EU 玩具安全指令 (EN71-3)
26	ベリリウム及びその化合物 (合金を含む)	安衛法 製造許可
27	ニッケル及びその化合物	EU REACH 規則
28	セレン及びその化合物	EU 玩具安全指令 (EN71-3)
29	非特定臭素系難燃剤	JEDEC JS709、IPC-4101 および IEC61249-2-21
30	ポリ塩化ビニル (PVC) 類 及びその混合物、その共重合体	JS709、韓国法
31	本表 No.20～23 以外のフタル酸エステル	EU REACH 規則
32	二置換有機スズ化合物	
	ジブチルスズ化合物 (DBT)	EU REACH 規則制限
	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	EU REACH 規則制限
	その他の二置換有機スズ化合物	
33	コバルト及びその化合物 (合金を含む)	EU 玩具安全指令 (EN71-3)
34	特定アゾ化合物、特定分解アミン (アゾ染料・顔料)	EU REACH 規則制限
35	ホルムアルデヒド	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
36	ベンゼン	安衛法 (名称等表示及び特化物第 2 類)
37	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6)	地球温暖化対策の推進に関する法律
38	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	EU REACH 規則 制限
39	ペルフルオロオクタン酸及びその塩 並びにそのエステル (PFOA)	ノルウェー国内法、POPs、化審法 (第 1 種特定化学物質)、EU REACH 規則
40	PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質	スイス政令、POPs、EU REACH 規則
41	C9～C14 ペルフルオロカルボン酸類 (PFCAs)	POPs、EU REACH 規則
42	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	米国 TSCA、化審法 (第 1 種特定化学物質)
43	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6TTBP)	米国 TSCA、化審法 (第 1 種特定化学物質)
44	ペルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBd)	米国 TSCA、化審法 (第 1 種特定化学物質)
45	ペンタクロロベンゼンチオール (PCTP)	米国 TSCA、化審法 (第 1 種特定化学物質)
46	ペンタクロロフェノールとその塩 及びエステル類	POPs、化審法 (第 1 種特定化学物質)
47	デクロランプラス	POPs、化審法 (第 1 種特定化学物質)
48	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ- tert-ベンチルフェノール	POPs、化審法 (第 1 種特定化学物質)
49	メトキシクロル	POPs、化審法 (第 1 種特定化学物質)
50	中鎖塩素化パラフィン *	POPs
51	長鎖ペルフルオロカルボン酸と その塩及び LC-PFCA 関連物質	POPs
52	REACH/制限物質	EU REACH 規則制限
53	REACH/認可物質	EU REACH 規則認可
54	REACH/SVHC	EU REACH 規則 SVHC
55	chemSHERPA 管理対象物質	chemSHERPA 管理対象物質

* 炭素数 14～17 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 45%以上のものに限る。

別表 3.1 マクセルで使用を禁止する物質（レベル 1）

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値 (最大許容値)
1	カドミウム及びその化合物 *1	カドミウム	7440-43-9	100ppm 100ppm(包装材)*2
		酸化カドミウム	1306-19-0	
		硫化カドミウム	1306-23-6	
		塩化カドミウム	10108-64-2	
		硫酸カドミウム	10124-36-4	
		その他のカドミウム化合物	—	
2	六価クロム化合物 *1	重クロム酸ナトリウム	10588-01-9	1,000ppm 100ppm(包装材)*2
		二クロム酸二ナトリウム	7789-12-0	
		三酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸カルシウム	13765-19-0	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		重クロム酸カリウム	7778-50-9	
		クロム酸カリウム	7789-00-6	
		酸化クロム	1333-82-0	
		クロム酸バリウム	10294-40-3	
		クロム酸ナトリウム	7775-11-3	
		クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	
		クロム酸亜鉛	13530-65-9	
		その他の六価クロム化合物	—	
3	鉛及びその化合物 *1	鉛	7439-92-1	1,000ppm 100ppm(包装材)*2
		炭酸鉛	598-63-0	
		酸化鉛(Ⅳ)	1309-60-0	
		四酸化三鉛	1314-41-6	
		硫化鉛(Ⅱ)	1314-87-0	
		酸化鉛(Ⅱ)	1317-36-8	
		塩基性炭酸鉛(Ⅱ)	1319-46-6	
		炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	1344-36-1	
		硫酸鉛(Ⅱ)	7446-14-2	
		リン酸鉛(Ⅱ)	7446-27-7	
		クロム酸鉛	7758-97-6	
		チタン酸鉛	12060-00-3	
		硫酸鉛	15739-80-7	
		酢酸鉛	301-04-2	
		酢酸鉛(Ⅱ)、三水和物	6080-56-4	
		リン酸鉛	7446-27-7	
		セレン化鉛	12069-00-0	
		炭酸水酸化鉛	1344-36-1	
		三塩基性硫酸鉛	12202-17-4	
		ステアリン酸鉛	1072-35-1	
		ヒ酸水素鉛	7784-40-9	
		その他の鉛化合物	—	
4	水銀及びその化合物	水銀	7439-97-6	1,000ppm

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値 (最大許容値)
	*1	塩化水銀(Ⅰ)	10112-91-1	100ppm(包装材)*2
		塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7	
		酸化水銀(Ⅱ)	21908-53-2	
		硫酸水銀	7783-35-9	
		硝酸第二水銀	10045-94-0	
		硫化第二水銀	1344-48-5	
		その他の水銀化合物	—	
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類) ポリ臭化ジフェニル エーテル類 (PBDE 類)	ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1	1,000ppm
		ペンタブロモビフェニルエーテル	32534-81-9	
		2-ブロモビフェニル	2052-07-5	
		3-ブロモビフェニル	2113-57-7	
		4-ブロモビフェニル	92-66-0	
		4-ブロモジフェニルエーテル	101-55-3	
		デカブロモビフェニル	13654-09-6	
		デカブロモビフェニルエーテル	1163-19-5	
		ジブロモビフェニル	92-86-4	
		ジブロモビフェニルエーテル	2050-47-7	
		ヘプタブロモビフェニルエーテル	68928-80-3	
		ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9	
		ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル	36355-01-8	
		ヘキサブロモビフェニルエーテル	36483-60-0	
		ノナブロモビフェニルエーテル	63936-56-1	
		オクタブロモビフェニル	61288-13-9	
		オクタブロモビフェニルエーテル	32536-52-0	
		テトラブロモビフェニル	40088-45-7	
		テトラブロモビフェニルエーテル	40088-47-9	
		トリブロモビフェニルエーテル	49690-94-0	
		ポリ臭素化ビフェニル混合物	67774-32-7	
6	トリブチルスズ類 (TBT 類) トリフェニルスズ類 (TPT 類) *3	トリブチルスズクロリド	1461-22-9	意図的添加禁止 かつスズとして 1,000ppm 以下
		トリフェニルスズクロリド	639-58-7	
		ビス(トリ-n-ブチルスズ)=オキシ ド	56-35-9	
		トリフェニルスズ=N,N'-ジメチル ジチオカルバマート	1803-12-9	
		トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2	
		トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8	
		トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9	
		トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9 ~11)	47672-31-1	
		トリフェニルスズ=クロロアセタ ート	7094-94-2	
		トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9	
		ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブ ロモスクシナート	31732-71-5	

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値 (最大許容値)
		トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4	
		トリブチルスズ=アセタート	56-36-0	
		トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6	
		ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0	
		トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5	
		ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1	
		その他トリブチルスズ化合物	—	
		その他トリフェニルスズ化合物	—	
7	ビス(トリブチルスズ) オキシド(TBTO)*3	ビス(トリブチルスズ)オキシド	56-35-9	意図的添加禁止 かつスズとして 1,000ppm 以下
8	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	ポリ塩化ビフェニル類	1336-36-3	意図的添加禁止
		塩素化テルフェニル	61788-33-8	
		アロクロール	12767-79-2	
		クロロジフェニル (アロクロール 1260)	11096-82-5	
		カネクロール (Kanechlor500)	27323-18-8	
		アロクロール 1254	11097-69-1	
		テルフェニル類	26140-60-3	
		その他の PCB 類	—	
9	ポリ塩化 ターフェニル類 (PCT 類)*3	ポリ塩化ターフェニル類	61788-33-8	意図的添加禁止
10	ポリ塩化ナフタレン (塩素数2以上)	ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3	意図的添加禁止
		オクタクロロナフタレン	2234-13-1	
		テトラクロロナフタレン	1335-88-2	
		ヘキサクロロナフタレン	1335-87-1	
		その他のポリ塩化ナフタレン	-	
11	短鎖塩素化パラフィン *3	塩化パラフィン:C10-13	85535-84-8	意図的添加禁止
		その他の 短鎖塩素化パラフィン	—	
12	アスベスト(石綿)類 *3	アモサイト	12172-73-5	意図的添加禁止 かつ 1,000ppm 以下
		クロシドライト	12001-28-4	
		クリソタイル	12001-29-5	
		アクチノライト	77536-66-4	
		アンソフィライト	77536-67-5	
		トレモライト	77536-68-6	
		その他のアスベスト類	1332-21-4	
13	オゾン層破壊物質 (Class I)	「付表1. オゾン層破壊物質」 参照	同左	意図的添加禁止
14	オゾン層破壊物質 (Class II) 代替フロン(HCFC 類) *4	「付表1. オゾン層破壊物質」 参照	同左	意図的添加禁止

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値 (最大許容値)
15	放射性物質 *4	ウラン	7440-61-1	意図的添加禁止
		プルトニウム	—	
		トリウム	—	
		ラドン	—	
		アメリシウム	—	
		セシウム	7440-46-2	
		ストロンチウム	7440-24-6	
		その他の放射性物質	—	
16	PFOS／PFOS 類縁化合物 (ペルフルオロオクタン スルホン酸)	「付表 2. PFOS／PFOS 類縁化合物」参照	同左	意図的添加禁止
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	3846-71-7	意図的添加禁止
18	ヘキサクロロベンゼン	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	118-74-1	意図的添加禁止
19	フマル酸ジメチル(DMF)*3	フマル酸ジメチル(DMF)	624-49-7	0.1 ppm 以下
20	ヘキサブromシクロドデカン(HBCD または HBCDD)	「付表 5. ヘキサブromシクロドデカン(HBCD または HBCDD)一覧」参照	同左	意図的添加禁止
21	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	1,000ppm
22	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7	1,000ppm
23	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	1,000ppm
24	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	1,000ppm
25	ペルフルオロオクタン酸及びその塩並びにそのエステル(PFOA)	「付表 6. PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル一覧」参照	同左	25ppb
26	PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質	PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質	355-46-4	25ppb 関連物質は 1000ppb
			423-50-7	
			68259-08-5	
27	C9～C14 ペルフルオロカルボン酸類(PFCAs)	C9～C14 PFCA とその塩及び関連物質	375-95-1	25ppb 関連物質は 260ppb
			335-76-2 等	
28	デカブromジフェニルエーテル(DecaBDE)	デカブromジフェニルエーテル(DecaBDE)	1163-19-5	意図的添加禁止
29	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	732-26-3	意図的添加禁止

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.	管理基準値 (最大許容値)
30	ベルクロロブター 1, 3-ジエン	ベルクロロブター 1, 3-ジエン (HCBd)	87-68-3	意図的添加禁止
31	ペンタクロロベンゼンチオール	ペンタクロロベンゼンチオール (PCTP)	133-49-3	1wt%
32	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類 (PCP)	87-86-5	原則として意図的添加禁止*5
			131-52-2	
			27735-64-4	
			3772-94-9	
33	デクロランプラス	デクロランプラス (DP)	13560-89-9	意図的添加禁止
			135821-03-3	
			135821-74-8	
34	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	25973-55-1	意図的添加禁止
35	メキシクロル	メキシクロル	72-43-5	意図的添加禁止
36	中鎖塩素化パラフィン*6	中鎖塩素化パラフィン (MCCP)	85535-85-9	意図的添加禁止
37	長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び LC-PFCA 関連物質	長鎖ペルフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) とその塩及び LC-PFCA 関連物質	2058-94-8 375-95-1 376-06-7 等	意図的添加禁止
38	REACH/制限物質	「付表 3. REACH 制限物質一覧」と REACH 規則の SVHC 一覧 URL を参照	同左	

*1: 金属はその合金を含む。

*2: 包装材は 4 物質合計で 100 ppm 以下

*3: 用途、取扱いが全面規制に相当すると判断した REACH/制限物質

*4: マクセルではレベル 1(禁止物質)とする。

*5: BAT 申請が認められたものは使用可とする

*6: 炭素数 14～17 までのものであって、塩素の含有量が全重量の 45%以上のものに限る。

別表 3.2 使用実態を把握し、管理を要求される物質(レベル 2)

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
1	アンチモン及びその化合物 *1	アンチモン(金属性)	7440-36-0
		スチビン(水素化アンチモン)	7803-52-3
		五酸化アンチモン	1314-60-9
		五フッ化アンチモン	7783-70-2
		三酸化アンチモン	1309-64-4
		三塩化アンチモン	10025-91-9
		アンチモン酸ナトリウム	15432-85-6
		その他のアンチモン化合物	-
2	ヒ素及びその化合物 *1	ヒ素(As)	7440-38-2
		ガリウムヒ素	1303-00-0
		五酸化二ヒ素	1303-28-2
		三酸化二ヒ素	1327-53-3
		ヒ酸カルシウム	7778-44-1
		亜ヒ酸カルシウム	27152-57-4
		亜ヒ酸カリウム	10124-50-2
		ヒ酸カリウム	7784-41-0
		ヒ酸鉛	3687-31-8
		ヒ酸トリエチル	15606-95-8
		その他のヒ素化合物	—
3	ベリリウム及びその化合物 *1	ベリリウム	7440-41-7
		酸化ベリリウム	1304-56-9
		ベリリウム－アルミニウム合金	12770-50-2
		塩化ベリリウム	7787-47-5
		フッ化ベリリウム	7787-49-7
		水酸化ベリリウム	13327-32-7
		リン酸ベリリウム	13598-15-7
		硫酸ベリリウム	13510-49-1
		硫酸ベリリウム四水和物	7787-56-6
		ベリル鉱石	1302-52-9
		その他のベリリウム化合物	—
4	ニッケル及びその化合物 *1,*2	ニッケル	7440-02-0
		酸化ニッケル	1313-99-1
		炭酸ニッケル	3333-67-3
		硫酸ニッケル	7786-81-4
		その他のニッケル化合物	—
5	セレン及びその化合物 *1	セレン	7782-49-2
		セレン化水素	7783-07-5
		酸化セレン	7446-08-4

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
		六フッ化セレン	7783-79-1
		セレン化ナトリウム	1313-85-5
		セレン酸ナトリウム	10112-94-4
		ジメチルセレン化合物	593-79-3
		二酸化セレン	12640-89-0
		その他のセレン化合物	—
6	非特定臭素系難燃剤 (PBB 類、PBDE 類以外)	3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	79-94-7
		2,4-ジブロフェノール	615-58-7
		2,4,6-トリブロモフェノール	118-79-6
		ペンタブロモフェノール	608-71-9
		2,3-ジブロモプロパノール	96-13-9
		ブロモエチレン	593-60-2
		ペンタブロモトルエン	87-83-2
		テトラブロモフタル酸無水物	632-79-1
		ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4
		その他の臭素系難燃剤	—
7	ポリ塩化ビニル (PVC)*3 (韓国向け限定で禁止)	ポリ塩化ビニル (CH ₂ -CHCl) _n	9002-86-2
8	特定フタル酸エステル	フタル酸ジヘプチルノニルウンデシル (DHNUP)	68515-42-4
		フタル酸ジイソヘプチル (DIHP)	71888-89-6
		フタル酸ビス (2-メトキシエチル)	117-82-8
		フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0
		フタル酸ジ-n-オクチル (DNOP)	117-84-0
		フタル酸ジイソデシル (DIDP)	26761-40-0
		その他のフタル酸エステル	—
9	2置換有機スズ化合物	ジブチルスズ化合物 (DBT)	—
		ジオクチルスズ化合物 (DOT)	—
		その他の二置換有機スズ化合物	—
10	コバルト及びその化合物	コバルト	7440-48-4
		塩化コバルト (Ⅱ)	7646-79-9
		硫酸コバルト (Ⅱ)	10124-43-3
		硝酸コバルト (Ⅱ)	10141-05-6
		炭酸コバルト (Ⅱ)	513-79-1
		酢酸コバルト (Ⅱ)	71-48-7
11	特定アゾ化合物 特定分解アミン (アゾ染料・顔料)	「付表 4. 特定アミン一覧」参照	同左
12	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	50-00-0
13	ベンゼン	ベンゼン	71-43-2
14	フッ素系温室効果ガス (HFC,	HFC	—

No.	管理対象物質群	管理物質名	CAS No.
	PFC, SF6)	PFC	—
		SF6	—
15	多環芳香族炭化水素 (PAHs)	REACH 規則の SVHC 一覧 URL を参照	同左
16	REACH/認可物質	REACH 規則の SVHC 一覧 URL を参照 Annex XIV	同左
17	REACH/SVHC	REACH 規則の SVHC 一覧 URL を参照 Candidate List	同左
18	chemSHERPA 管理対象物質 *4	アーティクルマネジメント推進協議会が 規定する管理対象物質	—

*1: 金属はその合金を含む。

*2: ニッケルは長時間皮膚に触れる可能性のある用途(携帯用として設計されたポータブル電子機器の外装など)に適用する。

*3: 包装用途のみに適用する。

*4: アーティクルマネジメント推進協議会が規定する chemSHERPA 管理対象物質。
以下の法規および業界基準に該当する物質を含む。

1. 化審法(第一種特定化学物質)
2. TSCA(使用禁止又は制限の対象物質(第6条))
3. ELV 指令
4. RoHS 指令
5. PoPs 規則 Annex I
6. REACH 認可対象候補物質(SVHC)および Annex I XIV
7. REACH AnnexXVII(制限物質)
8. MDR
9. GADSL
10. IEC62474

詳細は次の文書、リストを参照。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」(最新版)

参照先: <https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

付表一覧

付表 1. オゾン層破壊物質

付表 2. PFOS／PFOS 類縁化合物

付表 3. REACH 制限物質一覧

付表 4. 特定アミン一覧

付表 5. ヘキサブロモシクロデカン(HBCD または HBCDD)一覧

付表 6. PFOA(ペルフルオロオクタン酸)とその塩及びそのエステル一覧

RoHs 指令／適用除外項目一覧は下記参照

ANNEXⅢ: <https://EU.directive.net/rohstekiyougai/rohs2annex3.html>

ANNEXⅣ: <https://EU.directive.net/rohstekiyougai/rohs2annex4.html>

REACH 規則 SVHC 一覧: <https://echa.EU.ropa.EU /candidate-list-table>

別表の変更来歴

変更年月日	変更内容
2008 年 7 月 1 日	別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 PFOS (ペルフルオロオクタンスルホン酸塩)、TBBP-A (Tetra-Bromo-Bisphenol-A)、多環芳香族炭化水素、エチレングリコールメチルエステルおよびエチルエステルとそれらの誘導体、ポリ塩化ビニルおよびそのモノマー、ベリリウム及びその化合物、ハロゲン化ダイオキシン、フラン
2009 年 1 月 1 日	(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC (高懸念物質) 候補リストの 15 物質 (第 1 回) を追加。 アントラセン、4,4'-メチレンジアニリン、フタル酸ジイソブチル、塩化コバルト、五酸化ニヒ素、三酸化ニヒ素、ニクロム酸ナトリウム・ニ水和物、ムスクキシレン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ヘキサブromシクロドデカン、短鎖型塩化パラフィン、トリブチルスズオキシド、ヒ酸鉛、ヒ酸トリエチル、フタル酸ブチルベンジル (2) 別表 3.3 に顧客要求による 19 物質を追加。 アスベスト(石綿)類、臭素系難燃剤、特定のアゾ染料、塩素化炭化水素、ホルムアルデヒド、ホルムアルデヒド(放出)、六価クロム及びその化合物、ニッケル、オゾン層破壊物質、多環式芳香族炭化水素、PFOS (パーフルオロオクタンスルホン酸塩)、ポリ塩化ビフェニル (PCB)、ポリ塩化テルフェニル (PCT)、ポリ塩化ナフタレン、ポリ塩化ビニル (PVC)、放射性物質、トリブチルスズ (TBT)、トリフェニルスズ (TPT)、トリブチルスズオキシド (TBTO)
2010 年 7 月 1 日	(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC (高懸念物質) 候補リストの 14 物質 (第 2 回) 及びアクリルアミドを追加。 アントラセン油 5 物質、コールタールピッチ、耐熱セラミック繊維 2 物質、2,4-ジニトロトルエン、フタル酸ジイソブチル、クロム酸鉛、硫酸モリブデン酸クロム酸鉛、黄鉛、リン酸トリス(2-クロロエチル)、アクリルアミド (2) 別表 3.3 に顧客要求による 8 物質を追加。 酸化ベリリウム、臭素系難燃剤、塩素系難燃剤、ムスク化合物、揮発性有機化合物 (VOC)、ビスフェノール A、トリクロサン、界面活性剤 (3) 別表 2. の変更。 (4) 別表 3.1, 3.2, 3.3 より JEITA 分類 No. の削除。
2010 年 9 月 1 日	(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC (高懸念物質) 候補リストの 8 物質 (第 3 回) を追加。 トリクロロエチレン、ホウ酸、四ホウ酸ナトリウム無水和物(ホウ砂)、七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物、クロム酸ナトリウム、クロム酸カリウム、ニクロム酸アンモニウム、重クロム酸カリウム (2) 下記の 6 物質が TBT 通報にて認可対象物質となったことにより、別表 3.2 (管理物質) の SVHC (高懸念物質) 候補リストから別表 3.1 (禁止物質) の SVHC (高懸念物質) 候補リストに変更。 4,4'-メチレンビスアニリン、フタル酸ジブチル、ムスクキシレン、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、ヘキサブromシクロドデカン、フタル酸ブチルベンジル
2011 年 1 月 14 日	(1) 別表 3.1 及び 3.2 に REACH 規則の SVHC (高懸念物質) 候補リストの 8 物質 (第 4 回) を追加。 硫酸コバルト (Ⅱ)、硝酸コバルト (Ⅱ)、炭酸コバルト (Ⅱ)、酢酸コバルト (Ⅱ) セロソルブ、メチルセロソルブ、無水クロム (Ⅵ) 酸、クロム酸・重クロム酸
2013 年 9 月 2 日	(1) 別表 3.1 の「管理基準値」欄の表現に「最大許容値」を追記。 (2) 別表 3.2 から「管理基準値」欄を削除。 (3) レベル 1 (禁止) に以下の物質を追加。 ① REACH/制限物質の中で、制限用途の限定がなく実質全面規制の物質(フマル酸ジメチル) ② 審法第一種特定化学物質の中で成形品に含有する可能性があると思われる

変更年月日	変更内容
	物質(PFOS、ヘキサクロロベンゼン、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール) (4) レベル 2(管理)に以下の物質を追加。 ① 同業他社動向も踏まえ調査が必要と判断した物質(ホルムアルデヒド、ベンゼン、フッ素系温室効果ガス) ② アゾ染料・顔料をレベル 1 からレベル 2 へ移動。 ③ レベル 2(管理)の「REACH 想定物質」の中から、二置換有機スズ化合物、コバルトおよびその化合物、REACH の制限物質、SVHC 及び認可対象の各物質群を注意喚起すべき管理対象として個別に明示。 ④ レベル 2(管理)の残りの「REACH 想定物質」を「JAMP 管理対象物質」に変更 (5) 別表 3.2 の末尾にアーティクルマネジメント推進協会(JAMP)が規定する管理対象物質について追記。また付表一覧を追記し各付表一覧が掲載されているHPのURLを記載。
2015 年 10 月 1 日	(1) レベル 1(禁止)に以下の物質を追加。 POPs 条約にて規制される下記物質(HBCD または HBCDD) (2) レベル 2(管理)に以下の物質を追加。 RoHS や他の法規制で新たに規制が始まった物質(DEHP、BBP、DBP、DIBP、PAHs、PFOA、BNST)
2019 年 1 月 1 日	(1) 別表 2 の RoHS 指令(2002/95/EC)は廃版になっているので、(2002/95/EC)という表記を削除。 (2) 別表 2 No.40 と別表 3.2 No.21 の BNST はカナダ国内法で除外される改正がなされたので削除。 (3) 別表 3.1 No.10 の塩素数 3 を塩素数 2 に修正。 (4) 別表 3.2 No.1~4、No.20 にレベル 1 への移行予定月日を追加。 (5) 別表 2、別表 3.2 No.24 に(含む chemSHERPA * 5)を追加し、* 5 に chemSHERPA が規定する管理対象物質を記載。
2019 年 7 月 22 日	(1) フタル酸エステル 4 種の RoHS 禁止物質化(レベル 2→レベル 1)に伴い、別表 1 にフタル酸エステルの分析方法を追記。 (2) フタル酸エステル 4 種を別表 3.2(レベル 2)から別表 3.1(レベル 1)へ移動。 (3) 別表 2、別表 3.2 注釈のレベル 2→レベル 1 への移行予定月日を削除。 (4) chemSHERPA への移行に伴い、JAMP の併記を削除。 (5) (5) 付表 1 RoHS 指令／適用除外項目一覧を URL 参照に変更。
2020 年 1 月 1 日	(1) ペルフルオロオクタン酸及びその塩並びにそのエステル(PFOA)の POPs 条約や化審法による禁止物質化(レベル 2→レベル 1)に伴い、別表 2 の(2020 年 1 月から)を削除、別表 3.2(レベル 2)から別表 3.1(レベル 1)へ移動し(2020 年 1 月から)を削除。 (2) PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質の POPs 条約勧告により、管理物質(レベル 2)に追加し、別表 3.2 No.16 に追加。 (3) (3) PVC 包装材(レベル 2)が、韓国法の改正により使用禁止となったので、“韓国向け限定で禁止”の文言を追記。
2020 年 7 月 4 日	ペルフルオロオクタン酸及びその塩並びにそのエステル(PFOA)が EU REACH 規則にて 25ppb 以下に厳格化されたので、別表 3.1(レベル 1)の基準を変更。
2022 年 8 月 2 日	(1) 不要な表現、誤解を招く表現は修正、削除。 (2) PBT 4 物質が米国 TSCA にて禁止物質化されたので、それに伴いレベル 1 に追加。なお同時提案された PIP(3:1)は開始期限延長にて、施行に合わせて追加予定。 (3) POPs 条約及び REACH 制限物質に採択されている PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質と C9~C14 ペルフルオロカルボン酸類(PFCAs)の規制化に伴い、禁止物質(レベル 1)に追加。

変更年月日	変更内容
2023 年 12 月 7 日	(1) 4.1②及び適用法規制(別表2)の修正、追加。 (2) 24 年 2 月から適用の EU 電池規則((EU)2023/1542)の反。 (3) POPs 条約で廃絶物質に指定されたペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類、デクロランプラス、2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノールの 3 物質を禁止物質レベル 1 に追加(別表 3.1)。 (4) “REACH 制限物質”は条件に適合しなければ製造、使用ができないので、レベル 1 に移動(別表 3.1)。 (5) 管理物質レベル 2 のコバルト及びその化合物項の CAS 番号等の間違い修正(別表 3.2)。
2025 年 5 月 29 日	(1) 誤記訂正。 (2) 4.1 * 1 レベル 1(使用禁止物質)の「③均質材料とは、機械的にそれ以上分割できない部品を構成する最小単位です。」を、3.用語の定義に移動。 (3) 4.1 * 3 レベル 3(顧客要求による使用禁止物質及び管理物質)に、「下記4. 2 の調査方法ならびに調査内容も含めて、」を追加。 (4) 4.2、(1)の「④調査数値の区分」の合計「100%」を chemSHERPA ルールに従って「110%」に変更。 (5) 4.4 優先適用基準 文章訂正と、「EU 電池指令」を「EU 電池規則」に修正。 (6) 「メキシクロル」、「中鎖塩素化パラフィン」、「長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)とその塩及び関連物質」を禁止物質に追加。 (7) 禁止物質の「短鎖型塩化パラフィン」を「短鎖塩素化パラフィン」表記に修正。